

**高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係る
ごみ排出量等将来推計業務委託提案公募要領**

高松市環境局環境総務課

1 目的

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、平成30年3月に、高松市一般廃棄物処理基本計画を策定しており、令和5年3月には当該計画の中間見直しを行いました。

今後、製品プラスチックの分別区分が変更されることに伴い、ごみの収集量等が大きく変動することが予想されることから、計画見直しの基礎資料とするため、ごみ発生量の将来推計について業務委託するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務

(2) 業務内容

「高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和6年7月31日（水）まで

(4) 提案上限額

2,144,266円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、見積時の予定価格ではなく提案内容の規模を示すためのものです。

※ 最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

3 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本手続きへの参加表明書提出日現在、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止

の措置を受けていないこと。

- (5) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 過去10年以内における地方公共団体が発注する一般廃棄物処理基本計画又は一般廃棄物関連政策・施策に関する計画の策定、若しくは改定業務等について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4 スケジュール（一部、予定を含む）

- (1) 募集の開始
令和6年4月12日（金）
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和6年4月26日（金）正午必着
※ 持参又は郵送（一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。）
- (3) 質問票受付期限
令和6年4月26日（金）正午必着
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和6年5月14日（火）午後5時必着
- (5) ヒアリング
令和6年5月中旬～下旬（予定）
- (6) 選定結果通知
令和6年5月下旬～同6月上旬（予定）
- (7) 事業者決定・契約締結
令和6年6月上旬（予定）

5 参加表明書の提出

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）
 - ウ 業務実績書（様式第3号）
 - エ 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明

書提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限ります。)

(2) 提出部数 各 1 部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前 9 時
～午後 5 時

郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限り
ます。提出期限までに到着したものに
限り受理します。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市環境総務課

(4) 提出期限

令和 6 年 4 月 26 日（金）正午必着

(5) 提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和 6 年 5 月 1 日（水）までに
電子メールで通知します。なお、提出期限までに参加表明書等が到
着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場
合は、企画提案書の提出はできません。

(6) 参加表明後の辞退

参加表明等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式
第 6 号）を提出してください。

6 質問の受付及び回答

本提案公募による企画提案に関し質問がある場合は、令和 6 年 4 月
26 日（金）正午までに、質問書（様式第 7 号）に質問事項等を記載の
上、電子メール（kankyous@city.takamatsu.lg.jp）で提出してくださ
い。電話及び口頭による質問・問合せには対応しません。

回答は、質問者に随時回答するとともに、高松市環境局環境総務課ホームペー
ジに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答の問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないことと
し、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

(1) 質問者の明らかな誤読

(2) 質問者の個人的な意見

(3) 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

(4) 質問者自らが判断又は調査すべきもの

(5) 本提案公募に関係のないもの

- (6) 電子メール以外の方法により提出されたもの
- (7) 受付期間以外に提出されたもの

7 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

仕様書の内容について、「高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務委託仕様書」及び「高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務委託に係る事業者選定基準」を参照の上、実施や分析に当たっての考え方や手法等を提案してください。

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しません。

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 見積書（様式第4号）
- ウ 提案価格内訳書（様式第5号）
- エ 再委託に関する承認申請書

※ 本市で必要と判断した場合のみお渡しします。

(3) 提出部数

上記アのみ10部、それ以外は1部提出すること。また、上記アのみ別途、電子データ（CD-R）で提出してください。

(4) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

高松市環境総務課に持参又は郵送

※ 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時

※ 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、配達記録の残る方法での送付に限ります。なお、締切を過ぎて到着したものは失格とします。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市環境総務課

(5) 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時必着

(6) 企画提案書等の書式等

- ア 用紙サイズ：A4判版
- イ 文字サイズ：原則10.5ポイント以上
- ウ 使用言語、通貨及び単位：日本語及び日本国通貨
- エ ページ数：両面印刷、15枚以内（表紙、目次はページ数に含め

ない)

オ 刷色：不問

カ 留意事項

(ア) 仕様書「2 業務の内容」に記載のすべてを、仕様書に記載の順序に従って、記載してください。

(イ) 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定結果に影響が与える可能性があります。

(ウ) 提案上限額の範囲内で、業務の内容以外の本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

(7) 見積書

ア 様式及び内容

様式は、見積書（様式第4号）を用いて作成してください。また、提案価格内訳書（様式第5号）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

イ 提出部数

各1部

ウ 留意事項

(ア) 見積年月日、件名及び見積金額を正確に記入してください。

(イ) 金額の訂正は認めません。

(ウ) 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。

(エ) 行政手続きに係る押印等の見直しにより、令和4年1月1日から、見積書の押印の義務付けを廃止したことに伴い、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設定していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない見積書は無効です。

(8) 再委託に関する承認申請書（本市が必要と認めた場合のみ）

本委託業務の一部を再委託する場合には、本市の事前承認が必要です。

再委託を行う場合には、提案書提出時に、再委託に関する承認申請書を提出してください。

8 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、Web会議システムを使用する場合があります。

- (1) 実施時期
令和6年5月中旬～同5月下旬（予定）
日程等の詳細については、別途、参加表明事業者に連絡します。
- (2) 所要時間
1事業者当たり20分
（企画提案者による提案要旨説明約10分、質疑応答10分）
- (3) 説明者等
ヒアリングの出席者は、原則、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、3名までとします。

9 事業者の選定

「高松市一般廃棄物処理基本計画見直しに係るごみ排出量等将来推計業務委託に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。審査は非公開とします。

選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知します。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行います。

10 業務委託契約

- (1) 委託内容
詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定します。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 契約保証金
要する。
ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (4) 委託料の支払い条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払います。

11 決定の取消し等

参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場

合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 前記「3 参加資格者」の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記「2 業務概要（4）」の提案上限額を超えている場合

12 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができます。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

13 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

14 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

15 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等は返却しません。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 選定業者が契約までに「3 参加資格」を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- (5) この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。

- (6) 書類の著作権は企画提案者に帰属し、提案された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特典以外に提出者に無断で使用することはできません。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市に申し出ることができですが、本業務終了後、貸与された資料は、速やかに本市へ返却してください。
- (8) 提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））⇒メールアドレス：[【naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp】](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp) 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会
 - ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。
- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を契約監理課ホームページで公表しているので、留意すること。